

徳島県告示第三百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年七月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

河村 公子	佐野 光代	秋山 雅志	施術者の氏名
同	クレア鍼灸院	あきやま整骨院	施術所の名称
同	徳島市北矢三町三丁目三一 三コーポ林第二ビル一〇三	板野郡北島町江尻字松ノ本一 七―二 ライト北島B	施術所の所在地
同	令和六年四月 三十日	令和五年十二 月六日	廃止年月日